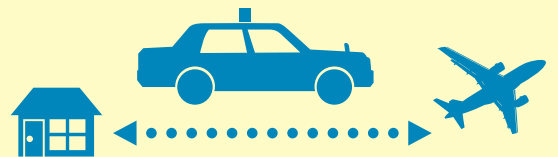


TAXI TODAY

in Japan 2016



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー業界における 事業の適正化・活性化について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

改正タクシー業務適正化特別措置法が、平成27年10月1日から施行され、従来13地域で行われていた**タクシー運転者登録制度が全国へ拡大**されました。現在、全国の法人タクシー運転者は、一定の講習を受講・修了し、地域によっては試験に合格し、各地域に設置された登録実施機関において登録を受けなければ、タクシーに乗務することができません。また、登録タクシー運転者が悪質な法令違反や重大事故を引き起こした等の場合は、登録を取り消され、一定期間タクシーに乗務することができません。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

CONTENTS

●タクシー業界における事業の適正化・活性化について …	1	●ケア輸送サービス ……………	17
●事業者大会 特別決議 ……………	2	●安全・安心輸送を支える人々 ……………	19
●事業者数と車両数 ……………	3	●労働環境の改善に向けて ……………	21
●タクシーの運賃・料金 ……………	5	●交通安全対策……………	23
●経営の現状……………	7	●防犯対策……………	25
●年間納税額……………	9	●社会貢献……………	26
●環境に優しいタクシー……………	10	●広報活動……………	27
●お客様のニーズに応える地域公共交通機関 ……	11	●検索サイト 全国タクシーガイド ……………	29
●観光タクシー ……………	15	●都道府県協会一覧……………	30

国民の安全を脅かし、 地域公共交通の存続を危うくする 白タク行為を断固阻止する特別決議



近年のネット社会を迎え、タクシー業界が一丸となってスマホ配車等への取り組みを進めている中、平成27年2月初旬、福岡市でウーバーなる外資系企業が、ライドシェア実験と称した白タク行為を開始し、国交省より道路運送法違反との指導を受け中止した事は周知の事実。

最近では、リフトなる外資系企業に3億ドル出資し、自らも役員に就任した楽天の三木谷社長が代表理事を務める新経済連盟から、「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく、道路運送法の改正等について、自民党の規制改革推進委員会及び経済好循環実現委員会並びに政府の規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等に対し要望・提案がなされているところ。

この要望・提案は、道路運送法、道路交通法等国家の様々な法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけて、国民への安全・安心な旅客輸送サービスを提供している公共交通機関たるタクシー事業の根幹を根底から揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうものであり、業界一致団結してこのような動きを全力で阻止していくことを宣言する。

加えて、9月9日開催された国家戦略特区諮問会議において、竹中平蔵氏ら5人の民間議員より「過疎地域等における自家用ライドシェアの拡大」なる意見が出されているが、安全性が担保されない白タク行為は、地方創生の担い手である地域公共交通機関の存続を危うくし、交通政策基本法及び地域公共交通活性化再生法の精神にも反するところであり、決して容認する事は出来ない。

もとより、タクシー業界として、単に白タク阻止を叫ぶだけではなく、高齢化社会の急速な進展の中での利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT化の進展等を踏まえ、利用者目線に立って様々な事業活性化への取り組みをより一層進めるとともに、こうした取り組みを「全国タクシーガイド」を通じて内外に積極的に発信していくことを併せて宣言する。

右 決議する。

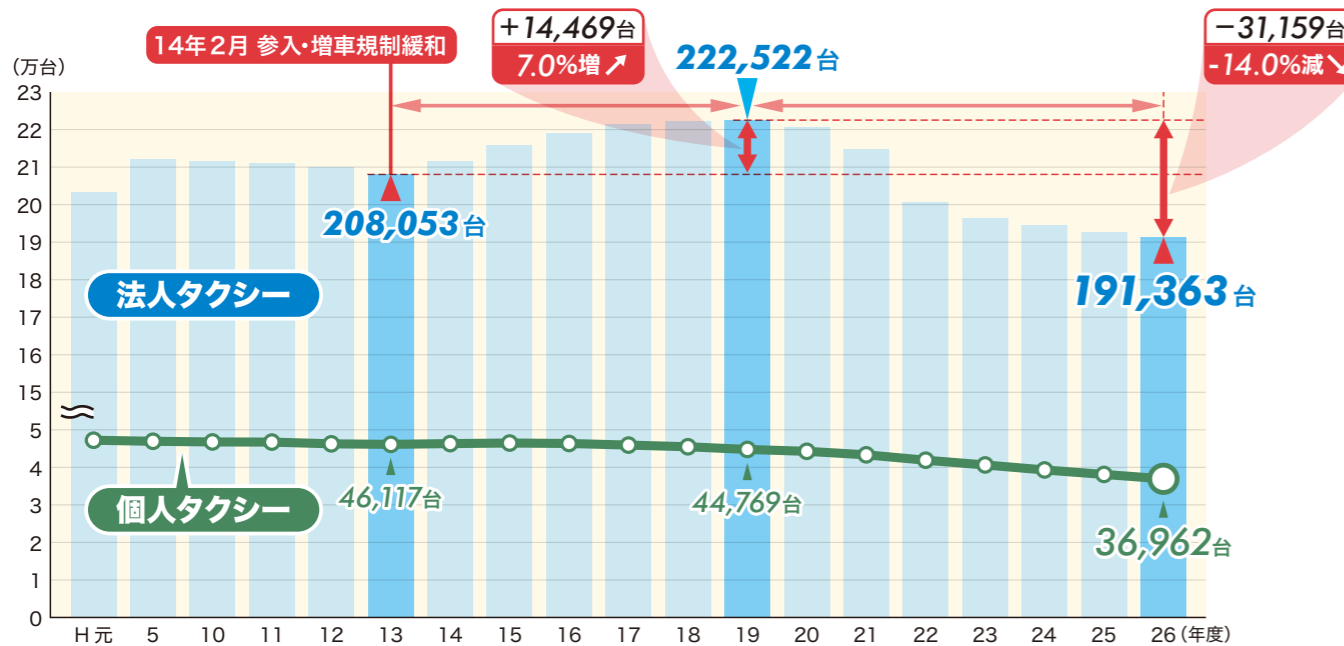
平成27年11月11日

第55回全国ハイヤー・タクシー事業者大会

事業者数と車両数

規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーはサービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に努めています。



タクシー総車両数 241,062台

北海道	338
	10,354
	581
	750
	1,797

法人タクシー事業者数 **6,390**社

法人タクシー車両数 **191,363**台

福祉輸送限定事業者数 **9,663**社

福祉輸送限定車両数 **12,737**台

個人タクシー車両数 **36,962**台

(平成27年3月末現在 国土交通省調べ)

青森	121	2,662
	231	271
	108	
岩手	140	2,231
	67	80
	82	
秋田	93	1,353
	48	56
	69	69
山形	82	1,243
	49	71
	81	81
宮城	200	4,196
	151	172
	664	
福島	154	2,398
	201	253
	65	

島根	105	1,238	59	102	0
鳥取	28	707	30	38	0
岡山	156	3,182	156	245	218
広島	255	5,657	341	449	1,171
山口	132	2,430	62	84	96
福岡	291	9,991	181	290	2,200
長崎	142	2,750	100	169	495
佐賀	48	1,130	19	23	55
熊本	173	3,300	93	151	404
鹿児島	145	3,649	58	74	338
大分	82	2,177	70	123	161
宮崎	46	2,091	67	83	76
愛媛	167	2,170	145	212	236
香川	90	1,524	68	81	127
高知	131	1,180	81	114	167
徳島	106	1,083	153	178	62

石川	81	1,847	61	69	271
富山	55	987	54	88	85
新潟	130	2,805	112	161	370
栃木	106	1,841	155	216	61
茨城	236	2,875	241	280	0
福井	76	6,487	154	218	2,264
長野	55	902	73	114	123
群馬	124	2,725	101	137	97
埼玉	66	1,629	178	204	4
千葉	194	5,919	472	608	193
京都	76	6,487	154	218	2,264
奈良	64	1,144	250	341	15
和歌山	71	1,541	100	154	68
滋賀	29	1,291	96	133	41
岐阜	60	2,090	58	80	126
山梨	87	997	63	88	0
静岡	122	4,855	121	216	261
愛知	155	8,481	339	545	802
三重	52	1,362	223	267	8
東京	441	30,907	854	1,221	14,430
神奈川	186	9,959	594	713	2,486

沖縄	139	3,465	152	175	1,308
----	-----	-------	-----	-----	-------

凡例

東京	441	法人事業者数
	30,907	法人車両数
	854	福祉輸送限定事業者数
	1,221	福祉輸送限定車両数
	14,430	個人タクシー

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く)のみ。
 ②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
 ③福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
 ④タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃*の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

*上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた98の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃

距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都（特別区・武三地区）
 普通車の上限運賃 初乗 2km 730円
 加算280m 90円
 （※ 時間距離併用 1分45秒 90円）

※…10km/hに満たない限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

時間制運賃

営業所で事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都（特別区・武三地区）
 普通車の上限運賃 初乗 1時間 4,650円
 加算30分 2,110円

定額運賃

特定の運送区間について定額による運賃

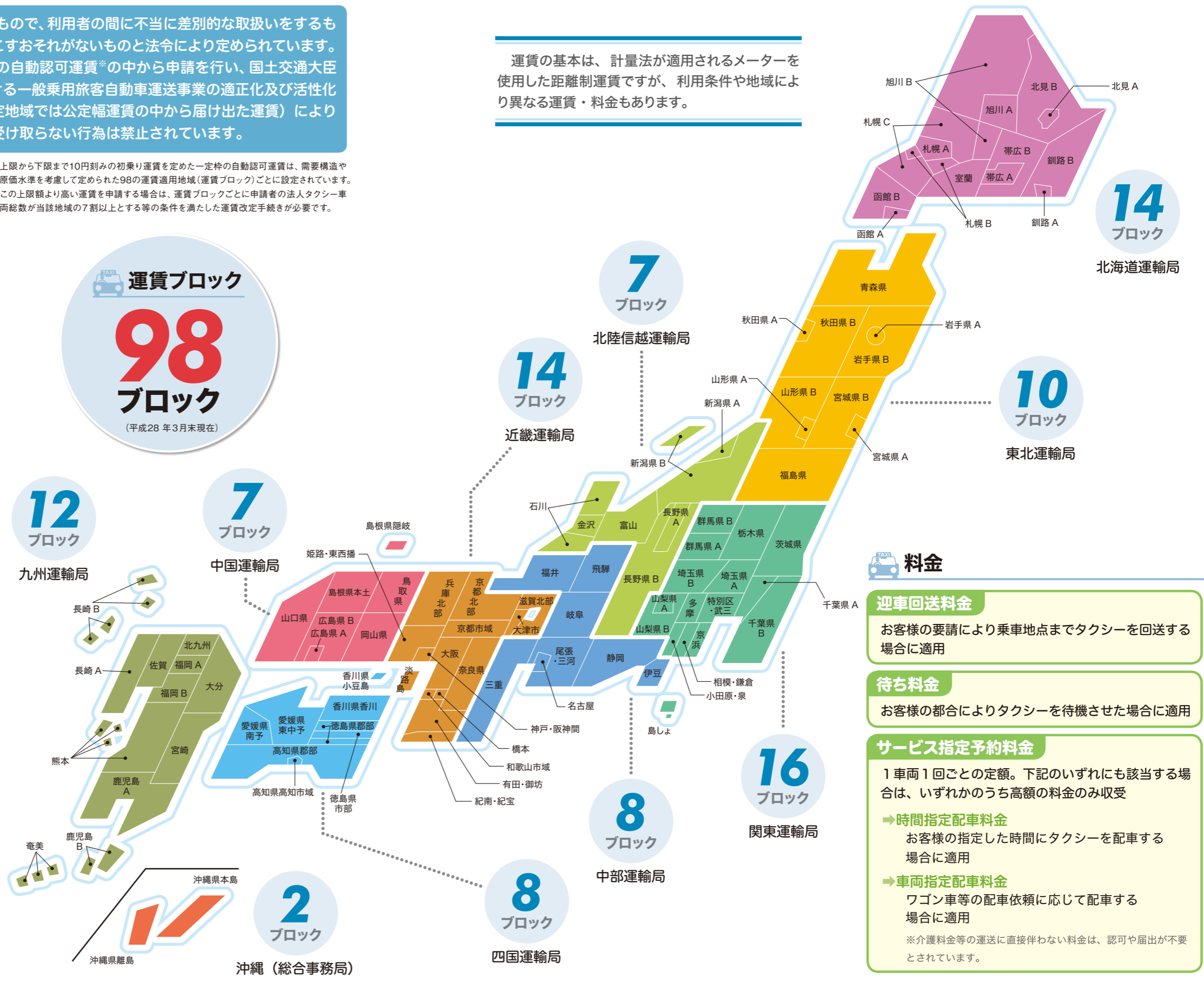
- ・施設間又は施設との一定のエリア間
- ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- ・観光ルート別

割引運賃

- **公共的割引**
 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- **遠距離割引**
 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え 1割引
- **営業的割引**
 クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など



運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

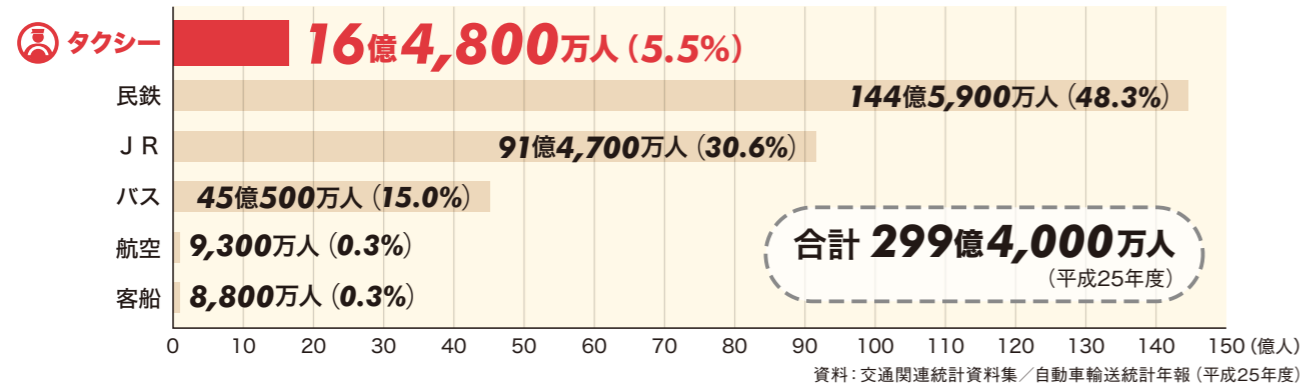
料金

- 迎車回送料金**
 お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用
- 待ち料金**
 お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用
- サービス指定予約料金**
 1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 - **時間指定配車料金**
 お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
 - **車両指定配車料金**
 ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

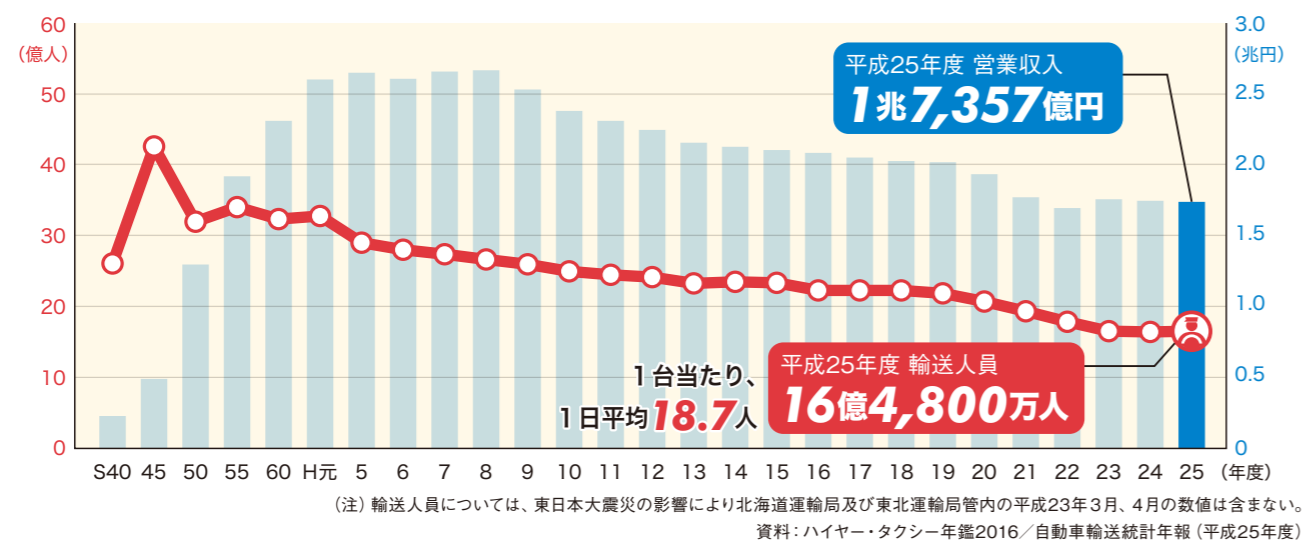
経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員

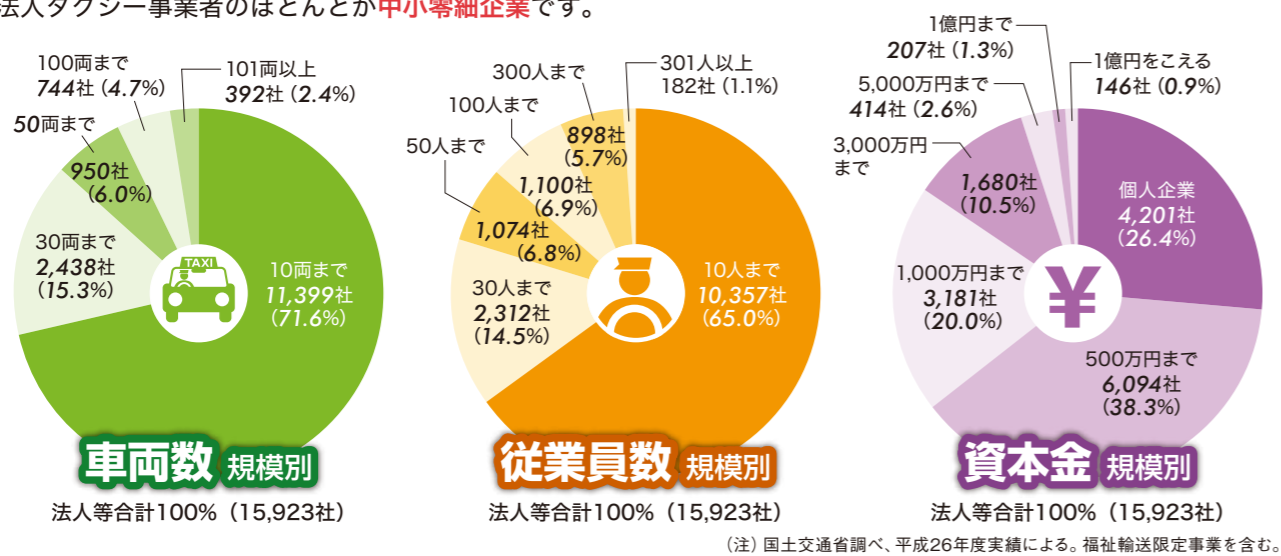


タクシー輸送人員と営業収入



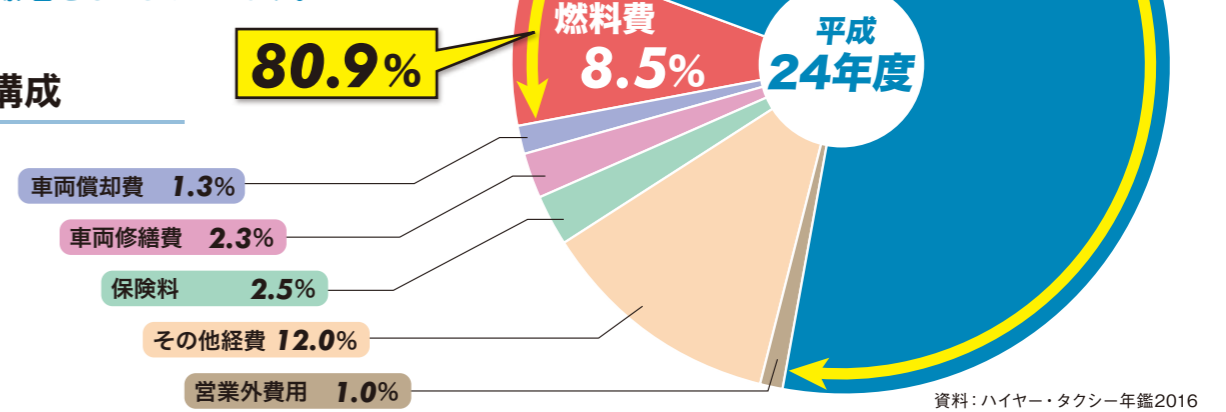
事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

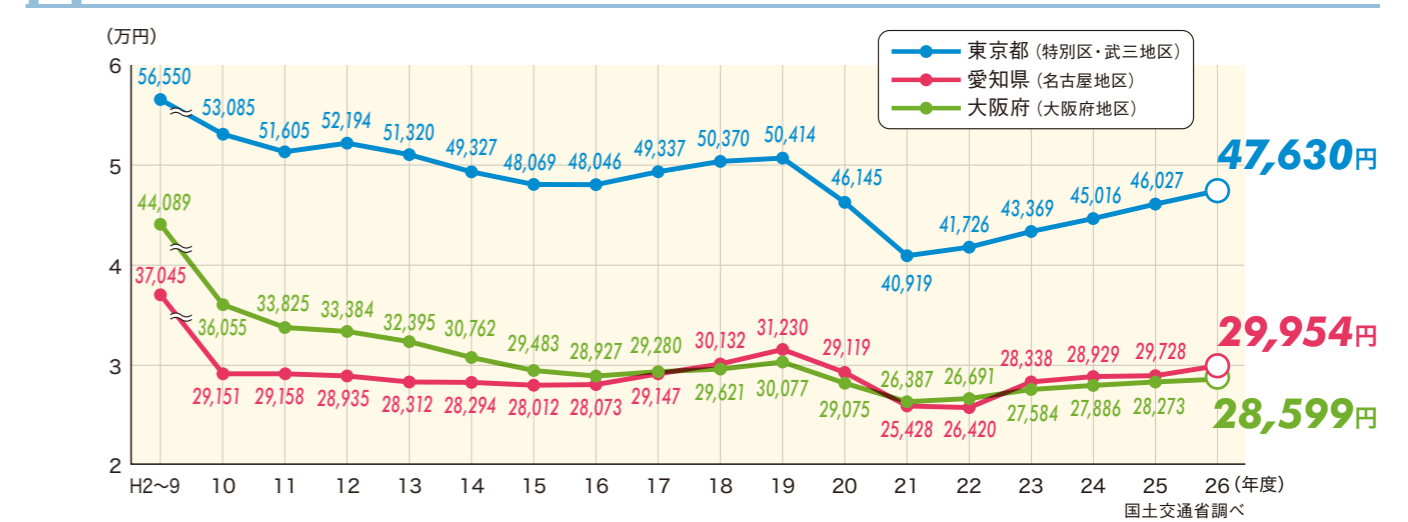


タクシー事業は典型的な労働集約産業です。運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めます。世界的な景気後退に伴う昨今の資金難や需要の減少は、経営に深刻な影響をもたらしています。

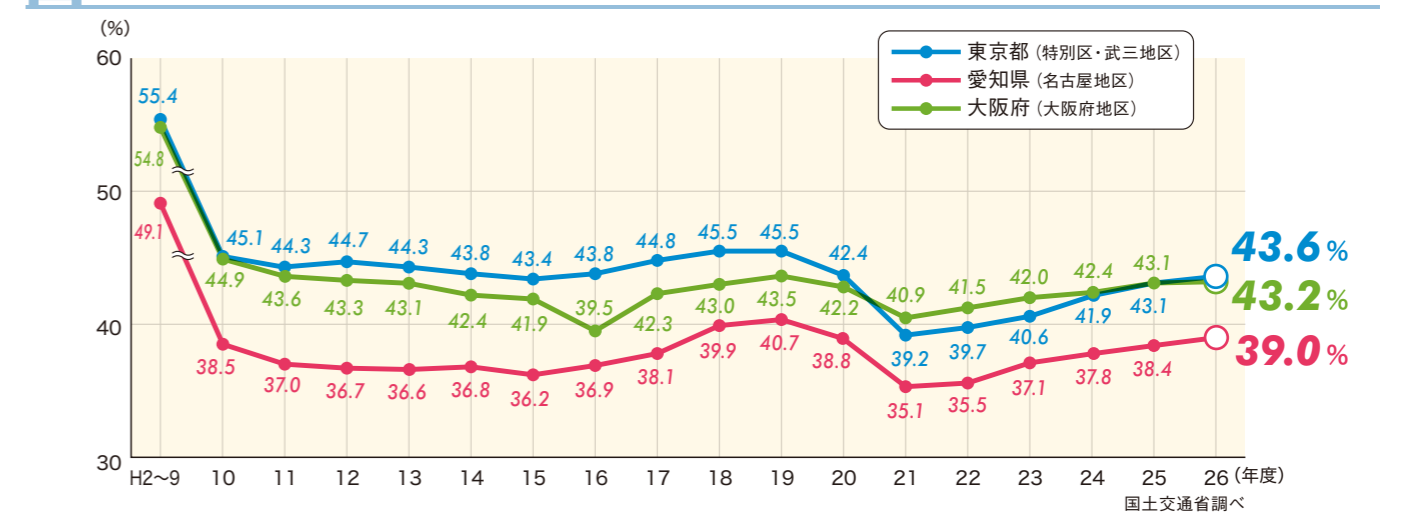
原価構成



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

タクシー1台当たりの年間納税額

●タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

(普通車) **579,133円** 平成27年3月31日現在 東タク協調べ

項目	税額	算出の基礎
石油ガス税	149,803円	税額=1ℓ9円80銭 年間走行=88,812km(1日246.7km) 保持キロ=1ℓ5.81km
石油石炭税	11,471円	税額=1t1,340円 年間使用量=15,286ℓ
消費税	車両 普通車 40,992円	車両価格2,562,000円の8/100 =204,960円÷5年
	燃料油脂費 98,462円	25年度 実働1日1車当たり運送収入46,186円の7.3/100 =3,372円×365日×8/100
	車両修繕費 17,520円	25年度 実働1日1車当たり運送収入46,186円の1.3/100 =600円×365日×8/100
	営業外費 12,147円	25年度 実働1日1車当たり運送収入46,186円の0.9/100 =416円×365日×8/100
	その他経費 221,190円	25年度 実働1日1車当たり運送収入46,186円の16.4/100 =7,575円×365日×8/100
自動車重量税	7,800円	0.5t当たり2,600円
+		
地方税	自動車取得税 普通車 10,248円	車両価格2,562,000円の2/100 =51,240円÷5年
	自動車税	9,500円 (営業用)1500ccを超えるもの

(注) 消費税は平成26年4月1日より8%課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の軽減に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の
低炭素社会実行計画 (自主的行動計画)

全タク連 平成27年5月25日

- 目標**
- 2020年度目標値(総量目標)
2010年度比**20%のCO₂を削減**する。
 - 2030年度目標値(総量目標)
2010年度比**25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

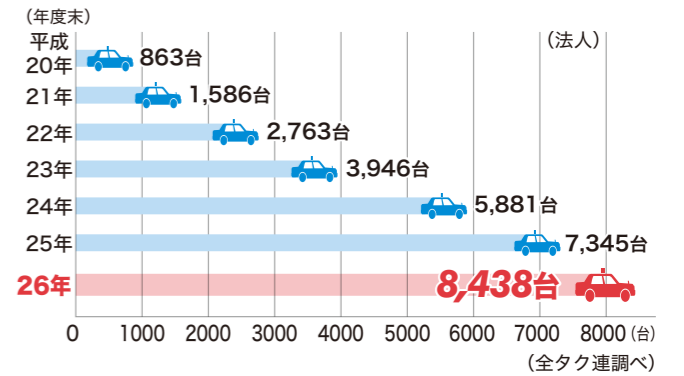
- タクシー車両の環境対応車への切り替え**
●2020年度までにタクシー車両の30%を、2030年度までにタクシー車両の40%をHV車及びEV車等への代替えを進めるとともに、LPガスを燃料とするHV車の早期販売を自動車メーカーへ働きかける。
- タクシー車両数の適正化**
●2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。
- タクシーの利用促進**
●ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
●タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
●乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。
- 観光タクシーの充実及びPR**
- 運行の効率化**
- エコドライブ等の実施** など



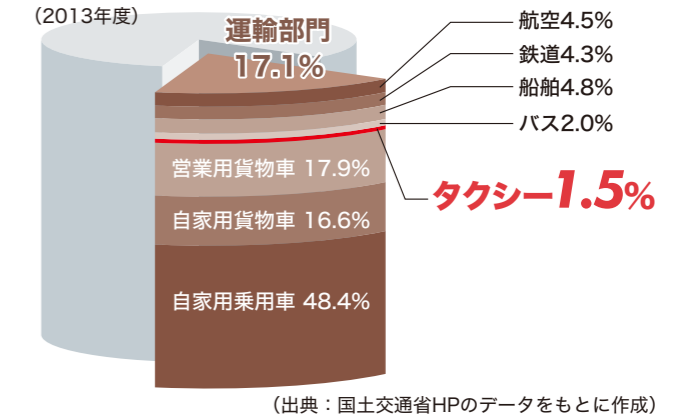
電気自動車(EV)タクシー プラグインハイブリッドタクシー 燃料電池車(FCV)タクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます

■ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシー等の合計台数



■運輸部門の運輸機関別 日本排出量 131,100万トン (2013年度) 二酸化炭素排出量



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるものです。また、LPGは原油にも含まれており、その成分は製油所で精製によって分離されます。LPGは、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 79%がLPG車です。(平成27年3月末)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。(平成27年12月末現在で462事業所が認証を取得)



お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型やセダン型のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

主に、バスが運行できない過疎地域等において生活交通を確保するために運行されていますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもあります。

これらの乗合タクシーは、全国で3,798コース10,858台(平成27年3月末現在)が運行しています。



計 **3,798** コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応する **過疎型 2,954** コース

空港と周辺市町村を結ぶ **空港型 327** コース

地域の観光スポットを効率よく周遊する **観光型 229** コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行する **都市型 121** コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応する **福祉型 41** コース

住宅団地と駅などを結ぶ **団地型 25** コース

その他 **101** コース

地域公共交通確保維持改善事業について

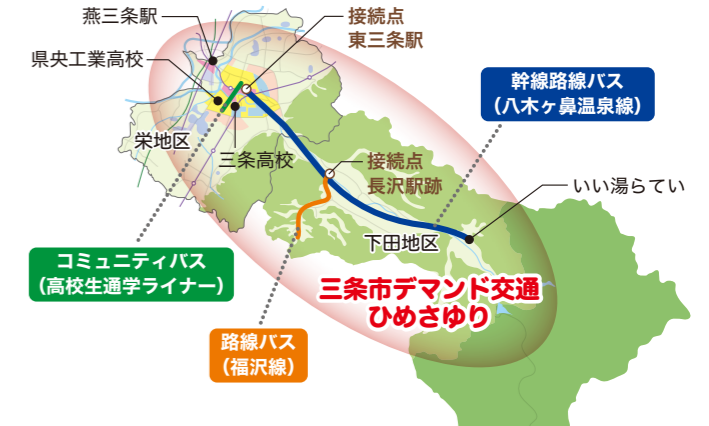
地域公共交通活性化再生法を踏まえ、国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業により地域の多様な関係者が協働した地域公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組を支援しています。

同事業による支援・補助は、廃止路線バスの代替等、過疎地を中心に乗合タクシーに多く活用されており、国、自治体、タクシー業界が一体となって、地域住民の皆様の足の確保に努めています。

乗合タクシー導入事例①

市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」(新潟県三条市)

- ・バス路線を廃止・縮小し、代わりに、デマンド交通の停留所を市内611か所に設置(半径300mに1か所)。
- ・高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- ・運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円~3,000円
乗合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日約300便運行、8:00~18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 利用者の評価は高く、平成27年実績として、乗車人数は1日当たり310~320名ほど。



乗合タクシー導入事例②

デマンド型(予約型)乗合タクシー(秋田県仙北市)

- ・仙北市から運行費などの補助を受けながら、生活バス廃止路線及び交通空白地域において地域住民の生活に必要な交通手段を確保。
- ・タクシー事業者3社が主体となり、白岩地区、西木地区、神代地区で運行。

運行状況

- 利用者 事前予約制
(便により前日午後9時又は利用便の始発時刻1時間前の予約)
- 白岩地区デマンド型乗合タクシー(白岩にここ号)
運賃: 1回200円
角館駅 → 広久内 → 白岩 → 藪田 → 角館駅
角館駅 → 藪田 → 白岩 → 広久内 → 角館駅
- 西木地区デマンド型乗合タクシー
運賃: 「上松木内」「松木内」「西明寺、角館東前郷の一部」「角館東前郷、小松、角館」の4つのエリアに分かれており、エリア内移動は200円、エリアを跨る移動は410~820円
- 神代地区デマンド型乗合タクシー
運賃: 「薬局前・神代出張所前~中町」「薬局前・神代出張所前~上院内」の2つのエリアに分かれており、エリア内移動は200円、エリアを跨る移動は410円



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車



東京においては、タクシー協会が運営するアプリも登場しています。

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。

スマートフォンのGPS機能により、乗車位置を把握し、効率的にお客様をお迎えに上がります。



妊婦応援タクシー



事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に専門の研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



ゆりかごタクシー (滋賀)

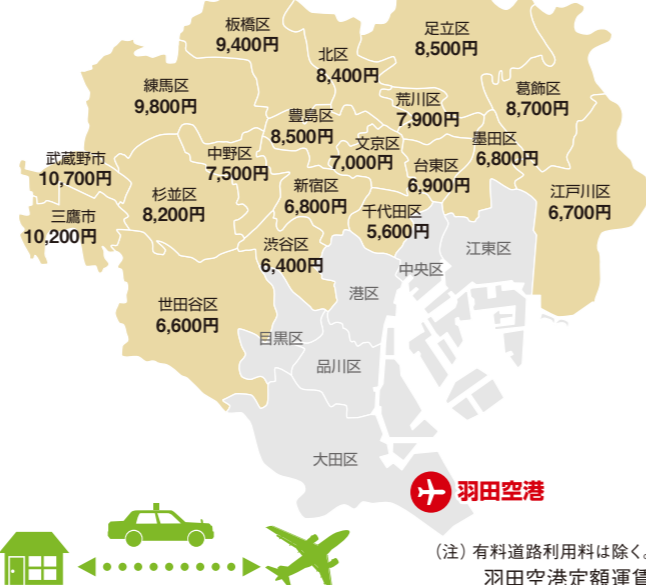
育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、近距離乗り場のほか、UDタクシー専用レーンを設置する等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場 (東京駅)



近距離タクシー乗り場 (岡山駅)

介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



救援・救急タクシー

高齢者や体の不自由な方々に対し、携帯電話等を活用した緊急通報制度により、緊急事態の場合には、近くを走行するタクシーの乗務員がご自宅に急行します。

タクシー代行

全国で年間約72万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物等の任意保険に加入しています。



観光タクシー

名勝地や歴史、名物などの知識豊富な乗務員がおもてなしの心でご案内します。



観光ガイドタクシー認定制度

各地でタクシー協会と自治体、観光関係団体等が一体となり、観光ガイドに相応しい乗務員を養成・認定する制度が広がっています。認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。



研修風景(神奈川)



観光コースの設定

各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩なコースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。

コース設定の例



グルメスポット巡り

うどんやラーメン、スイーツをはじめ、地域の有名店などのグルメスポットを巡るタクシーも運行しています。



大江戸スイーツタクシー(東京)



らーめんタクシー(福岡)



外国からのお客様にも



指差し外国語シートを備え付けたタクシーが外国人のお客様に対応しています。タクシーを利用する際に必要な情報を記載した指差し外国語シートを使い、指を差すだけでスムーズなやりとりができます。

一部の地域では、総務省が開発を推進している多言語音声翻訳システムを活用した社会実証を行っています。



多言語音声翻訳システム内蔵のスマートフォンを搭載したタクシー(鳥取)



各地で外国人のお客様に対応するための接客研修・認定制度に取り組んでいます。また、一部の地域では、一定の多言語対応が可能なタクシーコンシェルジュを駅や空港のタクシー乗り場に配置するなど、外国からのお客様の利便性の向上に努めています。



タクシーコンシェルジュ(福岡)



外国人旅客接客研修(神奈川)



国際ビジターズタクシー(大阪)



フォーリンフレンドリータクシー(京都)

ケア輸送サービス



高齢者、障がい者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

国のバリアフリー

基本方針

1

【目標】福祉タクシー 約**28,000**台

(ユニバーサルデザインタクシーを含む)

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーに加え、全国で約**14,600**台の福祉タクシーが利用できるほか、最近ではユニバーサルデザインタクシーの導入も進んでいます。

福祉タクシー

乗り降りが容易な回転シート付きのセダン型車両、車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両。



ユニバーサルデザインタクシーの
表示マークデザイン(UDレベル1)



バリアフリー対応乗合タクシーの
表示マークデザイン

ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシー。



国のバリアフリー

基本方針

2

職員等関係者に対する適切な教育訓練

職員や乗務員に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが継続的に行っています。平成23年からは、統一的なカリキュラムによるユニバーサルドライバー研修を各地で行っています。

ユニバーサルドライバー研修

研修修了者は
全国で約**21,500**人
(平成28年3月末)

ユニバーサルデザインタクシーの実車化などに対応して新設された集合研修(7時間)。高齢者や障がい者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適正な対応ができるように一般タクシー乗務員の接遇向上を目指しています。

なお、東京都特別区武三地区では、平成26年度より(公財)東京タクシーセンターにおいて、全ての新任運転者が本研修を受講しています。



共同配車センター

前日までの予約で、介助が必要な高齢者、障がい者の「お出かけしたい」をお手伝いします。

福祉タクシーを活用した共同配車センターが大阪、岐阜東濃地区、京都で運営されています。

また、兵庫県では、電話をかけると最も近いサービス加盟事業者を案内するナビダイヤルによる配車システムを導入しています。



安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

従業員数
366,299人

資料：平成26年3月末現在 国土交通省調べ

運転者

324,052人

役員 自動車整備工
事務 その他

42,247人

運転者(男性)の平均年齢と勤続年数

平均年齢

59.0歳

勤続年数

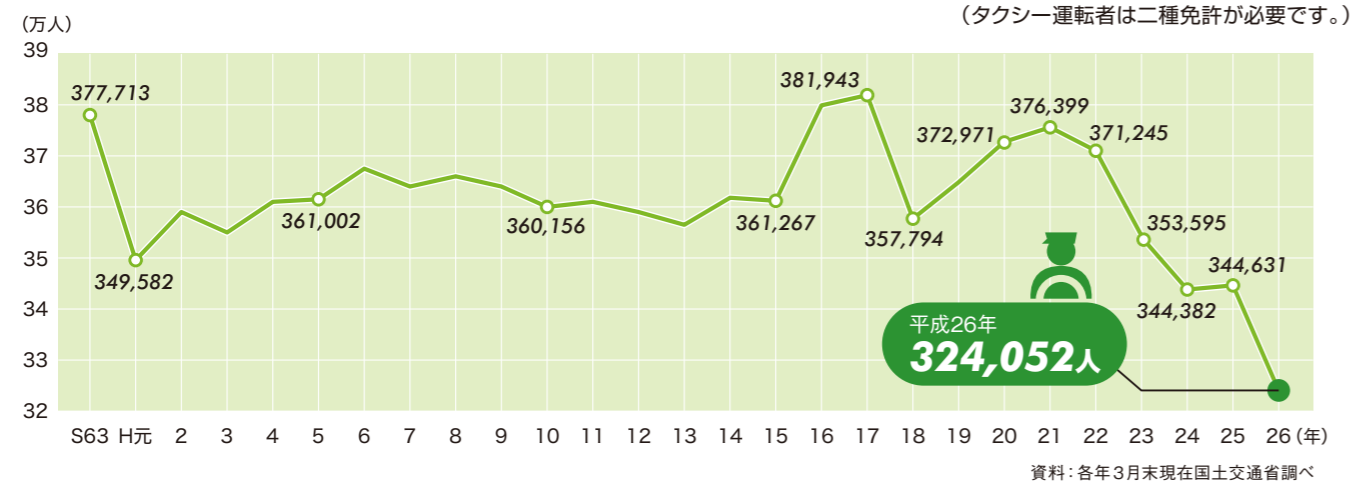
9.9年

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

新卒運転者採用について

東京地区では、観光タクシー、介護・女性向けタクシーなどの多様化するニーズに柔軟に対応できる運転者の確保と、業界のイメージアップを目指して、新卒者採用を業界全体として積極的に進めており、2013年度には合計で68人、2014年度には合計で172人、2015年度には合計220人の採用をみました。

運転者数の推移



女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。



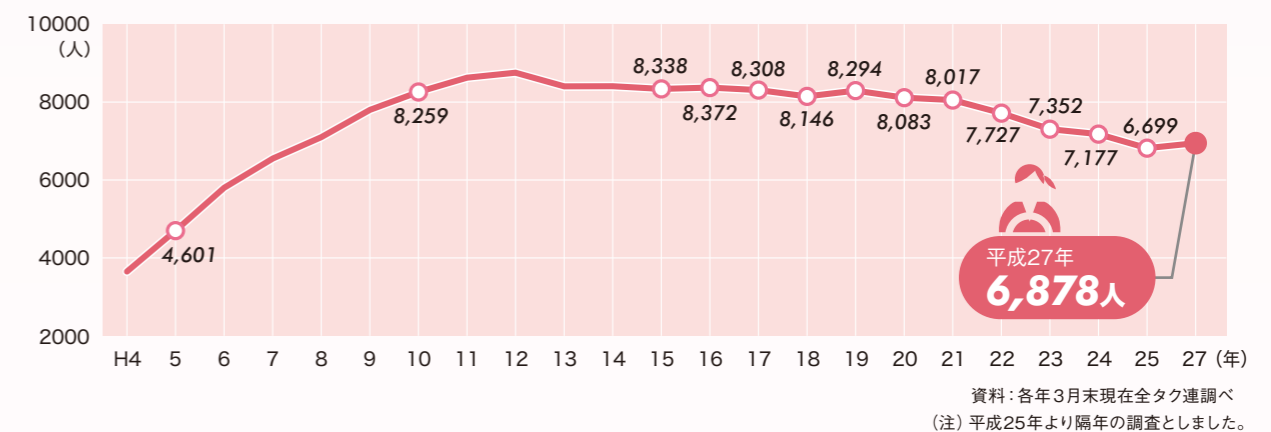
なでしこタクシー(女性ドライバー指定・東京)



ピンクタクシー(岡山)



女性乗務員数の推移



優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、士気の高揚を図っています。

また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

平成27年

優良乗務員表彰

86人 (累計 4,359人)

優良乗務員証

68人 (累計 4,273人)

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法(現「タクシー業務適正化特別措置法」)」を制定し、東京(23区と武蔵野、三鷹の両市)と大阪(大阪市及び大阪市の周辺地域)のタクシー運転者は、運輸大臣(現国土交通大臣)が指定した登録機関に登録しなければならないこととしました。

政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録の拒否や取消要件を定め、タクシー事業の適正化を図ることとしたものです。

この結果、平成27年10月1日よりタクシー運転者登録制度が全国の全ての地域で実施されています。



運転者証

労働環境の改善に向けて

公共交通機関の一翼を担うタクシーは、労働集約産業であり、乗務員の理解と旺盛な労働意欲を引き出すことなくしてタクシー事業の発展はあり得ません。このため、厳しい経済状況・経営環境の中で、そこで働く方々の労働時間・賃金・福利厚生などの労働環境の改善に取り組んでいます。働きやすい職場環境は、タクシー利用者の方々に対するサービスの向上にも寄与するものと考えています。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日 13時間以内 1カ月 299時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 1カ月 262時間 [地域的事情等により延長あり] (特例あり)
最大拘束時間	1日 16時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 (特例あり)
休息期間	継続8時間以上	継続20時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

(改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号)

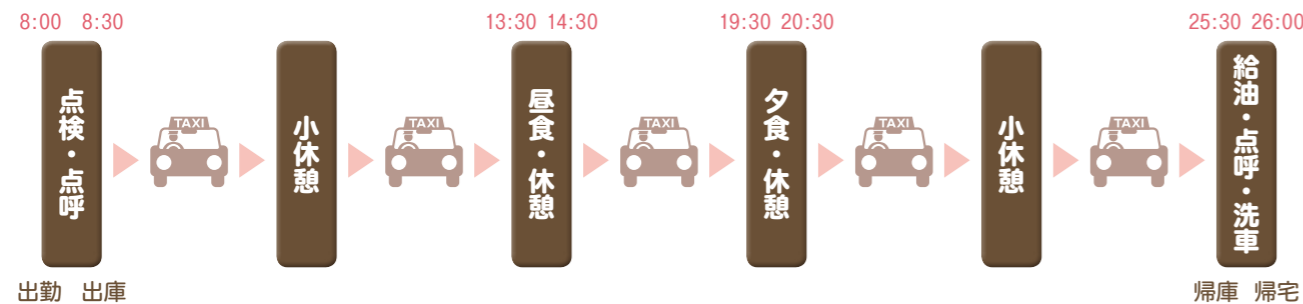
通常の日勤勤務

休憩時間を除く実労働時間が週40時間(1日8時間、週5日勤務に相当)以内であることが原則ですが、フレックスタイム制(始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて)を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。

また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

隔日勤務の例

※実労働時間15時間(拘束18時間—休憩3時間)
※残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。

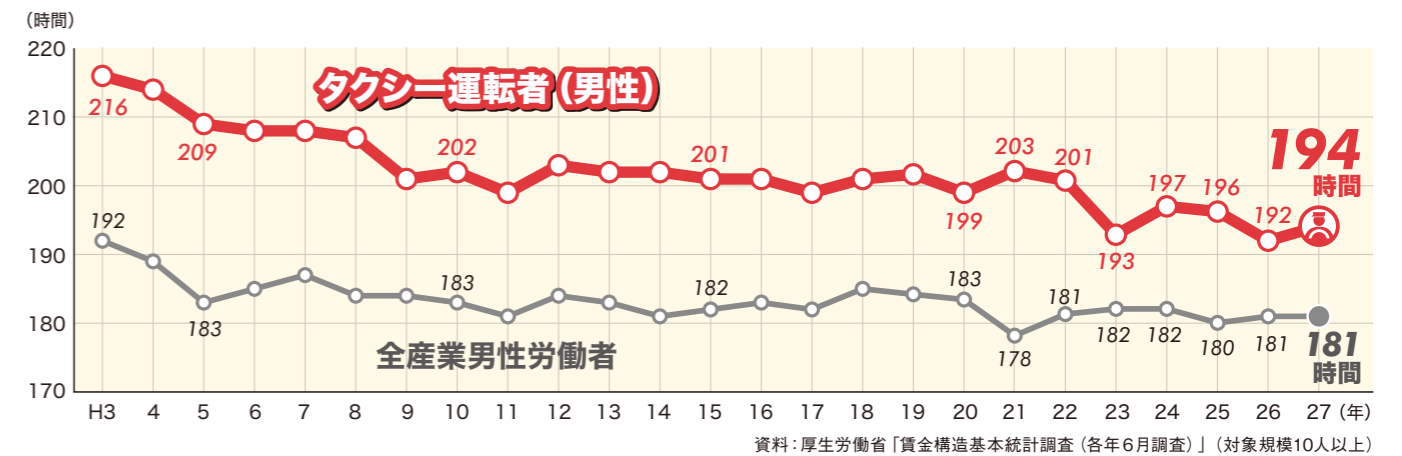


勤務表の例 (月30日)

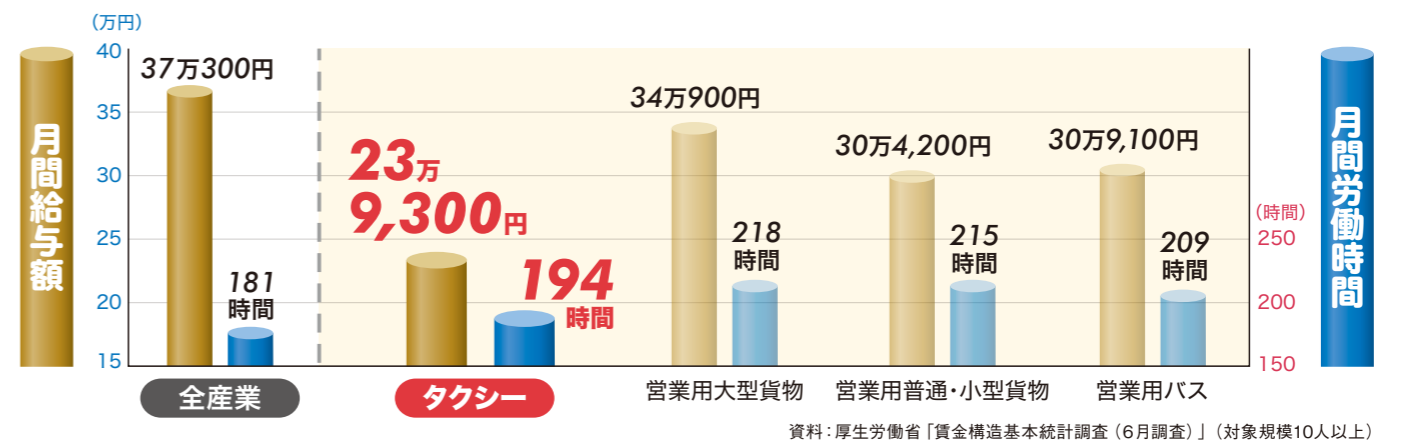
	月	火	水	木	金	土	日
出勤	明け休	出勤	明け休	公休	出勤	明け休	明け休
出勤	明け休	公休	出勤	明け休	指定休	指定休	指定休
公休	出勤	明け休	出勤	明け休	公休	出勤	出勤
明け休	出勤	明け休	公休	出勤	明け休	出勤	出勤
明け休	公休						

※休日出勤は可能ですが、2週に1回の制限あり。

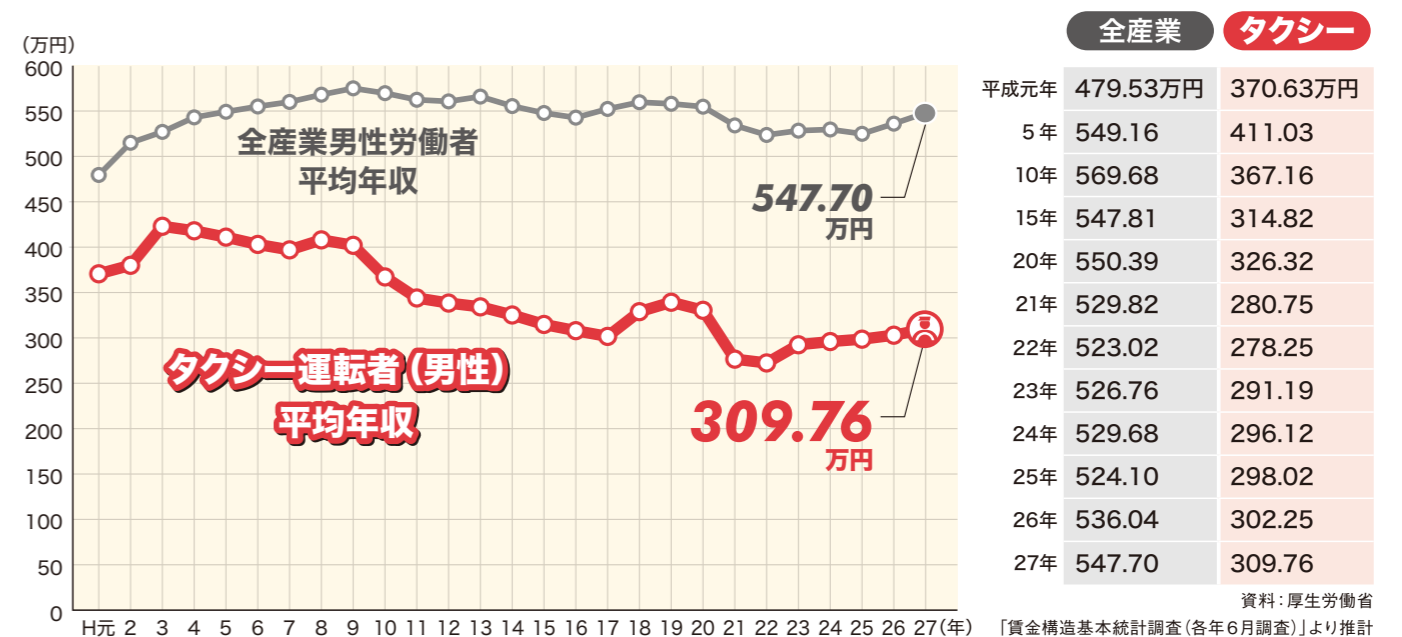
月間労働時間の推移



自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況(平成27年)



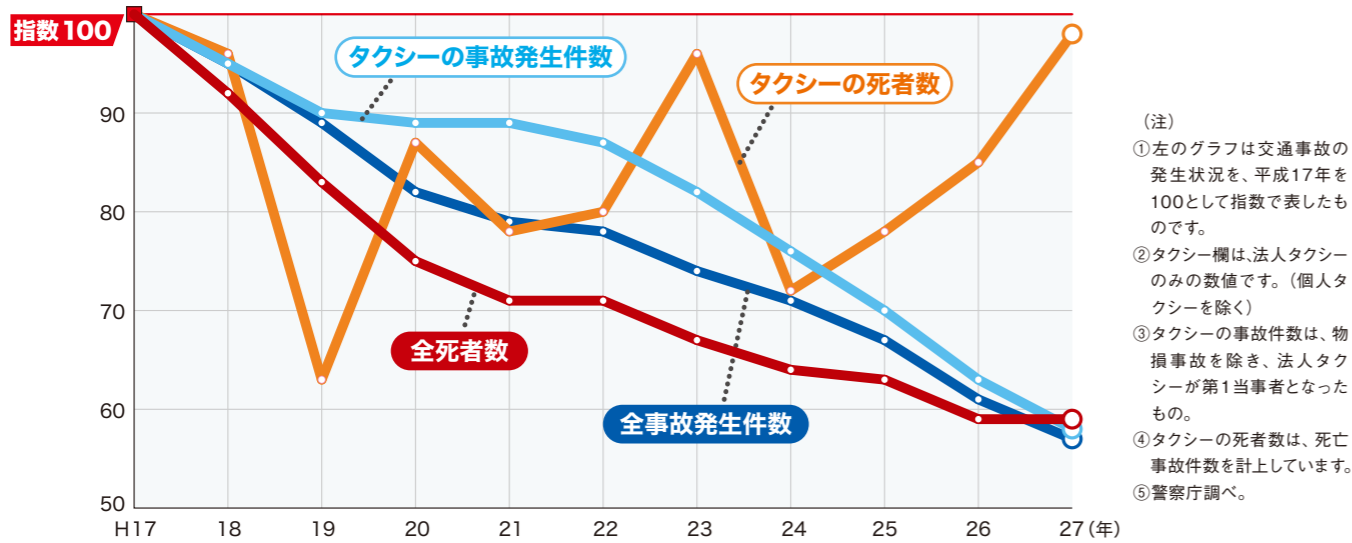
年間賃金水準



交通安全対策

タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、死者数については依然として高止まりの傾向にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況(指数)

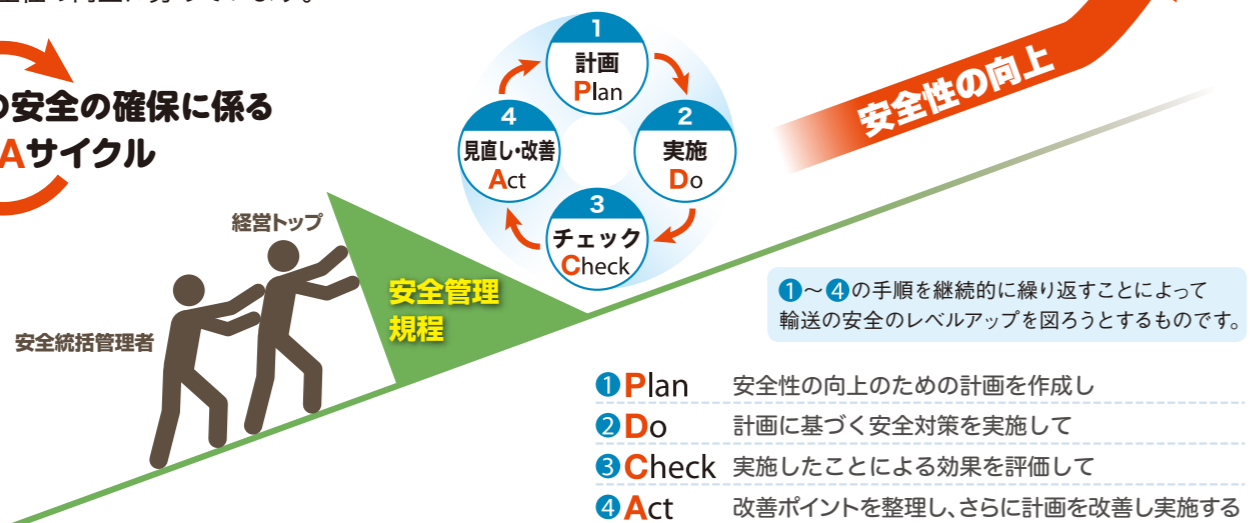


年	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総数											
全事故件数	934,339	887,257	832,691	766,382	737,628	725,903	692,056	665,138	629,021	573,842	536,789
全死者数	6,927	6,403	5,782	5,197	4,968	4,922	4,663	4,411	4,373	4,113	4,117
タクシー											
事故件数	23,330	22,227	21,078	20,760	20,851	20,248	19,182	17,749	16,323	14,792	13,655
死者数	46	44	29	40	36	37	44	33	36	39	45

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。

輸送の安全の確保に係るPDCAサイクル



ハイ・タク事業における総合安全プラン2009

国の方針を踏まえ平成21年9月に策定

■平成30年までに法人タクシーが第1当事者となる

死亡事故件数を **20件** 以下に
 全事故件数を **10,000件** 以下に

- 飲酒運転ゼロ
- 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ



平成26年9月 ハイ・タク事業における総合安全プラン2009の中間見直しを実施

平成26年10月から平成30年までの間を「交通事故抑止重点対策期間」と位置付け

- 「出会い頭事故の防止対策」
- 「路上寝込み者等の轢過事故の防止対策」を重点的に推進



教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行うとともに、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。



点呼風景

運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運転者の健康管理について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

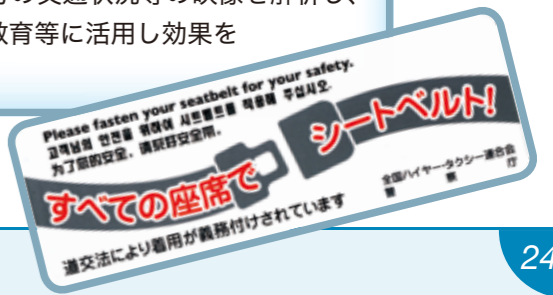
また、国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」に沿って運転者の健康増進・管理を着実に実施し、健康起因事故防止に努めています。



ドライブレコーダー
 搭載台数 約12.2万台 (平成27年3月末現在)
 (搭載割合は約66.2% 全タク連傘下会員事業者)

フロントガラスにカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。

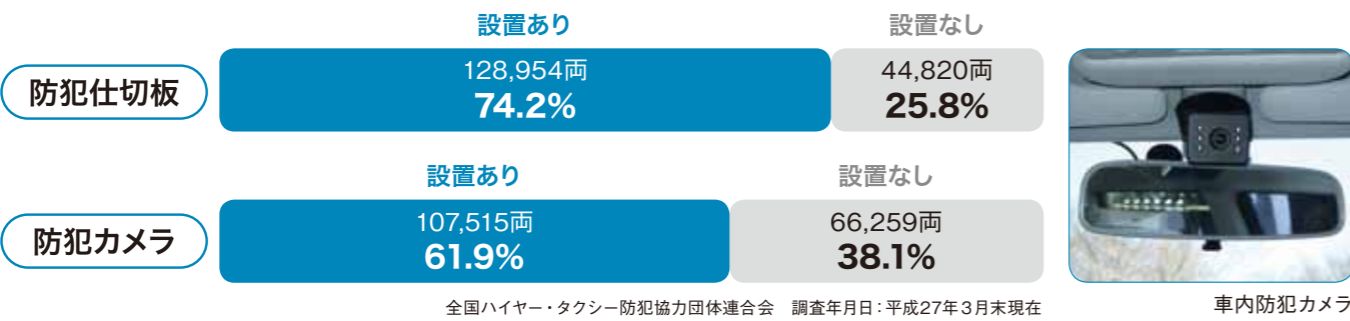
シートベルト着用促進ステッカー(車内)



防犯対策

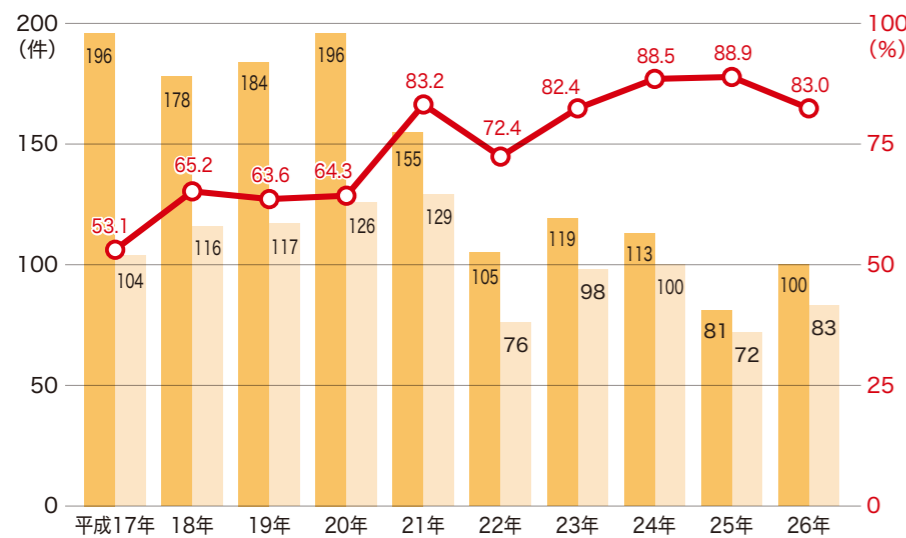
タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。



警察官による防犯指導

タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・ 営業所等で防犯責任者を指定 ・ 乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・ 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・ 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 ・ 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	・ 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	・ 事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ・ 車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

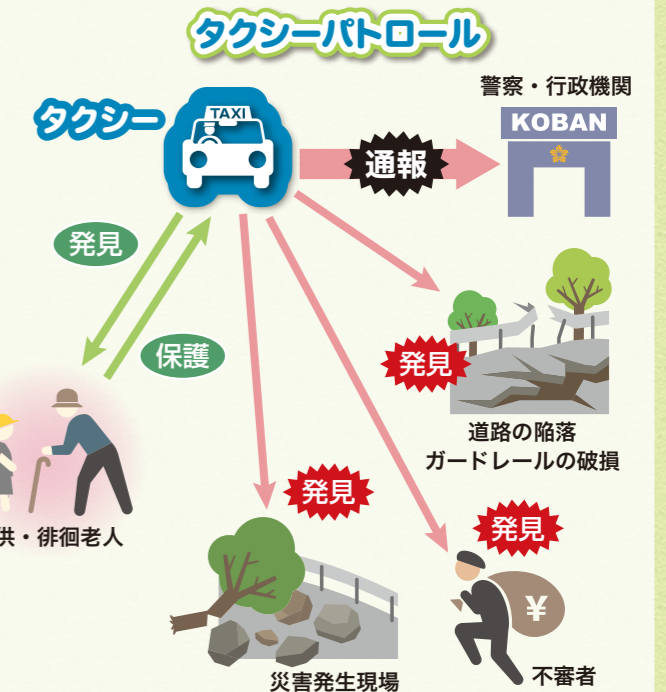
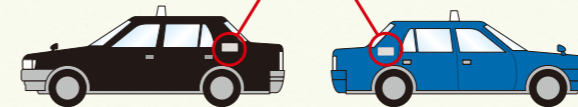
社会貢献

私たちは、地域の皆様の生活をサポートするため、便利タクシー、福祉タクシー、介護タクシー、救急・救援タクシー、妊産婦送迎タクシー、育児支援タクシー、乗合タクシー、デマンド型(予約制)乗合タクシー等を運行していますが、他にも次のような活動に取り組んでいます。

地域の安全を確保するために

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。私たちは、この特性を生かし、警察や地方自治体と協力して、助けを求める子供や徘徊老人の保護に努めるほか、不審者や災害発生現場の状況等に関する情報を関係機関に通報しています。

子ども110番通報協カタクシー



防災レポートタクシー

大地震などの非常災害が発生したときに、特別な研修を受けた運転者が、関係機関やマスメディアに緊急電話で、災害現場の状況や道路状況を的確・迅速に情報提供し、地域防災に貢献しています。



「火災予防」通報協カタクシー

火災予防に関する情報を110番、119番に通報することにより火災の防止に役立っています。



東日本大震災の発生に際し

東日本大震災の発生に際し、私たちは、道路が寸断し他の公共交通機関が途絶状態にある中、機動性を生かし、医療スタッフや患者の皆様、地方自治体職員等の輸送を担わせていただくとともに、支援物資の輸送に協力させていただきました。
また、医療・人道援助国際NGO「**国境なき医師団**」の医療スタッフにつきましても、最寄りの空港と活動拠点間の輸送を担わせていただき、感謝状をいただきました。
「語り部タクシー」は、講習を受けたドライバーが震災の爪痕が残る場所へご案内し、当時の被害や状況を説明します。



語り部タクシー

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年（1912年）8月5日（注）です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地（千代田区有楽町2-5）に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年（1989年）にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。



T型フォード

（注）タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

●「タクシーの日」の主な行事の状況（平成27年）

- 交通遺児育成基金等への寄付金（募金活動を含む）
- 車椅子の贈呈
- 身体障がい児（者）を、タクシーによる日帰り旅行に招待
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- 献血運動の実施
- 公共施設、タクシー乗り場などの清掃
- 抽選・クイズによる旅行・食事等への招待、旅行券、タクシー乗車券・クオカード等の贈呈
- 交通安全教室開催
- タクシー利用者懇談会の開催及びタクシーモニターの募集
- 新聞・ラジオ等による報道及び広報活動

8月5日はタクシーの日



山口



のぼり旗を掲げ、ティッシュを配布

兵庫



主要駅での街頭キャンペーン

富山



「タクシーの日」をアピールするため、ハッピーを着てティッシュ配布

鹿児島



鹿児島県社会福祉協議会へ車椅子10台贈呈

広島



原爆養護ホームの入園者の原爆慰霊碑参拝の送迎ご案内

香川



「香川県タクシー生誕100周年記念感謝祭」を実施

新潟



駅及び公園、公共施設等の清掃

秋田



駅前周辺のタクシー乗降場の清掃活動

北海道



抽選によるタクシークーポン券、タクシーチケットプレゼント実施

長野



駅前であちわやティッシュを配布

青森



県協会名入りのうちわを配布

東京



就職活動中の学生を対象に「初乗運賃無料サービス」を実施。（就活応援タクシー）



宮城



献血運動の実施

子ども霞が関見学デー

平成27年7月29日～同月30日に国土交通省の玄関前広場と室内で「子ども霞が関見学デー」が開催されました。主旨は「タクシーはどんな仕事をしているの?」。公共交通機関としてのタクシーの様々なはたらきについて紹介し、また、全国各地で活躍するタクシーのミニチュア展示等を通じてタクシーを身近に感じてもらう。当日の来場者数は約3,200人（国交省ホームページより）。

第一会場（外）



第二会場（室内）



検索サイト

「全国タクシーガイド」拡大中

<http://www.taxi-guide.jp>

「全国タクシーガイド」は、全国各地の3,900社を超えるハイヤー・タクシー事業者に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県別に知ることができます。



遠方に急な出張!

観光旅行の準備!

予定外の飲み会!

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



スマホからも検索可能

目的をチョイス >>>> 地域をチョイス >>>> タクシー決定!

※実際の画面とは異なります。

外国人向けページ >for foreigners をクリックしてください。

1 ご希望のタクシーにチェックを入れてください。(複数選択可)



2 ご利用になる都道府県をクリックしてください。



3 該当する事業者の一覧が表示されます。をクリックしてください。



4 選択した事業者のさらに詳しい情報が表示されます。



全タク連のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供及び情報公開に努めています。

また、各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。

全タク連は、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の略称です。

全タク連HP <http://www.taxi-japan.or.jp>



都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成28年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX	
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161	
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448	
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢野町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109	
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114	
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353	
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503	
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845	
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0844 水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6602 FAX: 029-247-2114	
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512	
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611	
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833	
(一社)千葉県タクシー協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館	043-243-2460 FAX: 043-248-6306	
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665	
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581	
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213	
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655	
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631	
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349	
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558	
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723	
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677	
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403	
愛知県タクシー協議会	愛知県タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
名古屋タクシー協会	名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車協議会会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448	
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262	
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325	
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445	
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617	
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山市額部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181	
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351	
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670	
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬場町64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158	
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475	
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー年金会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296	
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303	
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646	
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617	
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721	
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
高知市ハイヤー協同組合	高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350	
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342	
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400	
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986	
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756	
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320	
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653	
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075	

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人: 富田昌孝
編集人: 神谷俊広

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail : info@taxi-japan.or.jp

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしく申し上げます！

